

第3回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 令和7年11月30日（日）14：00～15：45

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 大田久美子委員、西村博委員、稻田紀子委員、若本勝也委員、竹内紀人委員、
金子輝雄委員、森宏之委員、木村克己委員、蒔苗均委員 《計9名》

【欠席委員】 篠崎有香委員 《1名》

【事務局】 総務部長 小野正貴、総務部次長 越後谷和人、人事課長 村田幸長、
人事課主幹 板橋史知、人事課主査 山本真理子、人事課主事 塩谷真彦
《計6名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程について
- 4 閉会

【会議の公開】

「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

【審議会議事要旨】

○会長

この会議は、審議会条例の規定により、委員の半数以上の出席により成立することになっておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは早速ですが、審議に入らせていただきます。本日の会議は、まず前回の会議で様々な御意見が出されたところですが、これまでの共通認識や改定額の検討にかかる主な意見、それに対する事務局の見解、改定の考え方などについて、事務局から状況を説明していただきます。

その後、市長、議員、副市長、議長、副議長の順に委員の皆様との質疑応答の後、議論はつきないと思いますが、それぞれの算定方法について多数決で決めていきたいと考えております。では、事務局より説明をお願いいたします。

◆資料説明

○事務局

前回の審議会におきましては事務局からたたき台として御提示した算定方法以外のものとして、「地域性や人口規模を踏まえた額とすべき」との御意見や「平成 26 年以前の額についても検討の俎上に載せるべき」との御意見がありましたことから、それらの額を加えた比較が行えるような資料を作成するとともに、「額そのものよりも改定の考え方方が重要である」との御意見がありましたことから、改定の考え方とこれまでの主な御意見を踏まえた論点整理を行った資料を作成しましたので、順次御説明いたします。

28-01、28-02

まず、資料 28-01 と 02 は前回資料の再掲となります。中核市 62 市の市長給料等の一覧となります。次に説明いたします中核市の中でも人口規模が類似する 15 市の抜粋のものとの比較のため、改めて御提示したものでございます。

29-01、29-02

資料 29-01 と 02 は、中核市の中でも人口規模が類似する 15 市を抜粋したものです。

29-01 の 1 枚目が市長給料になってございまして、平均額は 1,058,573 円、最高額は秋田市の 1,173,000 円になっております。2 枚目は副市長給料であり、平均額は 859,813 円、最高額は秋田市の 899,000 円となっております。

29-02 の 1 枚目は、議長の報酬で、平均額は 686,733 円、最高額は寝屋川市の 745,000 円、2 枚目は副議長で、平均額は 628,327 円、最高額は寝屋川市の 705,000 円、3 枚目が議員で平均額は 588,067 円、最高額は寝屋川市で 660,000 円となっております。

30

資料 30 は、前回お示しいたしました青森県内他市の状況を示す資料を一部手直ししたものでございます。資料真ん中より下に記載した、市長及び議員を 100 としたときの副市長や議長・副議長の平均指数につきまして、県内旧三市及び中核市の人団規模 15 市に絞った平均指数を新たに記載しております。

31

資料31は、算定に用いる割合に「地域性や人口規模を踏まえるべき」との御意見があつたことから、新たに算定方法④といたしまして、青森県人事委員会勧告における公民較差の累計である8.23%を反映することとして算定した金額等となつております。

あわせて、副市長及び議長、副議長の補正割合についても、旧三市の割合や中核市15市の割合を用いたものを02、03の枝番とさせていただきました。

32

続いて資料32は、前回の審議会で算定方法に財政状況の改善を反映できなかとの御意見があつたことを踏まえ、事務局で考察した結果の資料です。

上の表にあるとおり、財政状況を示す個々の指標については、差引、すなわち増減の算出は可能となっておりますが、財政状況全体の評価としては、他の中核市との比較による相対的評価となっており、これを具体的に何パーセント改善したと表わすには非常に難しい状況でございます。

なお、財政状況の変化からアプローチした算定方法①は、何パーセントというかたちで表せない財政状況と市長給料を関連付けるために工夫したものとして、改定率ではなく、中核市における財政状況の分布位置と同等の分布位置となる金額を市長給料として直接的に導き出して103万円としたものです。

しかし、この方法は、他の中核市との相対的な関係を基としているため、理論上、本市の財政状況が悪化していたとしても、他の中核市の市長給料が増加していれば、結果的に増額となるなど、状況によっては必ずしも適当とは言えない場合がある方法だと事務局では認識しているところでございます。

33

資料33は、改定の考え方とこれまでの主な御意見を踏まえた論点整理を行った資料です。1ページ目は前提となっている資料でございます。これまでの議論の中で、委員の皆様に誤解を与えていたようなところがありましたので、改めて御説明させていただきたいと思います。

現行の報酬等につきましては、アウガ等の政策課題に起因して「本来あるべき額を意図的に低水準」としたり、「特例的な減額措置」を行ったものではなく、当時の中核市における財政状況の分布位置と同等の分布位置となる金額を市長給料として導き出したものであります。

また、アウガの特別精算による市財政への影響につきましても、中核市の中での分布位置に影響を与えるほどのものではありませんので、アウガの影響で、本来あるべき額から低い額になつたということはありませんので、その点、共通認識としてくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

続きまして、1市長給料について御説明いたします。

(1) 共通理解ですが、これまでの議論を通じて、現状及び社会情勢の動向について共通理解が図られ、改定の必要性としては、増額改定すべきとの意見で一致したものと思っております。

(2) 改定額の検討としては、主な意見及び事務局の見解等として記載のとおりでございます。

2ページにまいりまして、前回の多数決の段階では算定方法②が適当との意見が多数の状況でございました。

(3) 改定の考え方としては、前回審議会後の平成28年度以降の社会情勢の変化を反映すると

ということを基本的な考え方とし、金額の算定に当たっては、多面的な検討を行うため、複数の算定方法を用いるとともに、中核市、県内他市との比較や本市の財政状況を勘案しながら、その妥当性について総合的判断により検討することというふうに整理いたしました。

中ほどの表については、社会情勢等の変化を示す多種多様な指標をどのような観点で、何に用了いたのかといったことを整理したものとなっております。具体的には、表の上欄に記載のとおり、期間経過の変化を具体的な数値で表せるものについては、現行の額に増減率を乗じることで算定可能なことから、算定に用いる指標とし、国、県や他都市との比較など、相対的な順位等を表すものについては、増減率を算出できないことから、金額算定の妥当性の総合的判断に用いる指標として整理いたしました。

この整理に基づき、算定方法①から算定方法⑤まで一覧としたのが、A3 の別紙となっております。

別紙を御覧ください。

こちらの別紙の表の見方といたしましては、左側に、算定金額の妥当性の検証に用いる指標として、県知事等の金額や中核市 62 市、人口同規模 15 市、旧三市の平均額、最高額、最低額が記載されています。表の上側には、現行の金額、及び算定方法①から⑤までの金額を記載しており、比較検証した結果として、それぞれの区分における順位を記載しております。

上から順に、市長、副市長、議長、副議長、議員となっておりますが、算定方法②及び④の枝番は、副市長及び議長、副議長について、市長等に対する割合を補正する場合となっております。

A4 の方の資料に戻りまして、4 ページを御覧ください。

4 ページは、議員報酬について論点を整理したものです。

(1) 共通理解としては、議員報酬について個別に議論したものではありませんが、増額改定すべきとの意見で一致したものと思っております。

(2) 改定額の検討としては、主な意見及び事務局の見解等として記載のとおりであり、議員報酬に特化した御意見として、必ずしも市長給料と同じ改定率でなくてもよいのではないかというものがありました。

(3) 改定の考え方としては、市長給料と同様となります。

次に、6 ページを御覧ください。

6 ページは、副市長給料について論点を整理したものです。

(1) 共通理解としては、副市長給料について個別に議論したものではありませんが、増額改定すべきとの意見で一致したものと思っております。

(2) 改定額の検討としては、主な意見及び事務局の見解等として記載のとおりであり、副市長給料に特化した御意見として、割合の補正是必要であると考えるが、人口同規模中核市平均の割合を提示してほしいというものがありました。

(3) 改定の考え方としては、記載のとおり、市長給料に対する割合を乗じて算定すること、割合の決定に当たっては、中核市、県内他市との比較を踏まえ、その妥当性を総合的に判断することと整理いたしました。

7 ページは、議長・副議長報酬について論点を整理したものです。

(1) 共通理解としては、先ほどと同様、議長・副議長報酬について個別に議論したものではありませんが、増額改定すべきとの意見で一致したものと思っております。

(2) 改定額の検討としては、主な意見及び事務局の見解等として記載のとおりであり、議長、副議長報酬に特化した御意見として、割合の補正は必要であると考えるが、人口同規模中核市平均の割合を提示してほしいというものがありました。

(3) 改定の考え方としては、8ページに記載のとおり、議員報酬に対する割合を乗じて算定すること、割合の決定に当たっては、中核市、県内他市との比較を踏まえ、その妥当性を総合的に判断することと整理いたしました。

説明は以上でございます。

◆委員からの主な質疑応答や意見

○会長

はい、御説明ありがとうございました。それでは、市長、議員、副市長、議長、副議長の順に、算定方向について、話し合っていきたいと思います。

まず、市長の給料に対して、御意見や御質問はございませんか？

○委員

青森市のホームページを見て、その中に令和4年から令和8年までの財政状況の指針みたいなのが出ています。今年ですね。いわゆるその財政状況の指針みたいなのと、給料についての考え方というのは今まで出てこなかったようですが、その財政状況指針というようなものに、即してみていかがなものかという見解を、ほぼ合っているのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

委員からの御質問で、ホームページに載っているのは中期財政見通しのお話だと思いますが、青森市の財政状況については先ほど他の中核市との比較で総合評価しておりますという話を申し上げました。そういうもののほかに、当然、将来の財政需要の予測ですか、別途、見通しとして市が示しております、それは主に何かと言いますと、いわゆる基金の残高、一般の家庭の貯金に当たる部分ですね。そちらの金額と、今後予定されている大きな事業、病院の建替やサンドームの代替施設の建替ですか、そのような事業を見比べて、財政的な金額で余裕があるのかどうかを示しております。そちらでいきますと、直接的に、すぐ財政債務超過の状況になるわけではないですけども、必ずしも財政的に余裕があるわけではないというような、おおむねの評価というか、方向性というかを示している状況ではございます。

また、そちらと報酬審との関係ということでございますけども、特別職の報酬審でお願いしているのは、いわゆる市長、議員の働く職務の内容について、どの程度の金額が適正なのかどうかということについて皆様の御意見をお伺いしたいということでございまして、一方、そういう将来的な財政見通しを通して、金額を引き下げるとか、抑制、独自でカットするとかしないとかというのは、別途、政策的な判断を踏まえて、議会の中で議論される話かなというふうに受け止めてございます。

○会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

どなたかいらっしゃいませんか。お願いいいたします。

○委員

別紙の表についてちょっと質問したいんですけれども。

副議長、議長、それから副市長については基本が市長なり議員で、それに対して一定の比率をかけて出すという考え方があると思うんですけれども、表の方を見ると、現行の報酬月額かける率になっているので、それだとあの数値がちょっと変わってきますけど。基本は、議員、市長が基本になっているということで、変わらないんですよね。

○事務局

すいません、表記の間違いでございます。副市長と議長、副議長ところは、市長、議員を 100 とした時に対しての率でございます。表記の誤りでございます。

○会長

今のもう少し御説明していただけますか。

○事務局

はい。算定方法②と、算定方法④に枝番が付いていますが、市長のところを見ていただきますと、枝番のあるなしにかかわらず、同じ金額になっております。それに対して副市長のところが枝番の 02 と枝番の 03 が違いますが、副市長のところは上記市長給料に 80.76% を掛けるとか書かれておりますが、議長と副議長のところがですね、算定方法②のところは現行報酬にかける 107.93% と書いてあるんですが、下記議員報酬に対して 107.42 というようなところで…

もう一回ちょっと改めて言いますと、算定方法②の列の副市長と議長、副議長のところの書きぶりが、枝番のところの書きぶりのものと同じく率以外を同じくならなきやいけなかつたところを間違って現行給料というふうに書かれていたというところでございます。

伝わりましたかね。表記だけの、違いですがそれぞれ②と④のところが現行給料をかける何パーセントってではなく、上記市長給料かける 107.93% というのが正しいという表記になります。

○委員

副議長の率をかけて、さらに 107.93 を掛けないと。議員を 100 とした時の補正率をかけて、さらに上昇率をかけるという。

○事務局

官民格差 107.93 をかけたものが算定方法②の考え方になります。その算定方法②でかけた市

長と議員の給料、報酬額に割合といいますか、パーセンテージをかけたものが枝番02、03ということになります。

○委員

はい。でもそれだと基本が現行の、議員の給料ないし市長の給料なので計算していくと端数がちょっとずつズレてくるんじゃない、率をかけた結果出なくて、基本は議員と市長なわけでしょ。だから、それをかけた数字を基礎にしてやっていかないと。

○事務局

言っている意味が分かりました。はい。そうですね。実際の給料は千円単位に調整しますが、委員がおっしゃっているように、先にどっちを決めるかによって、場合によっては数千円のずれが生じる可能性が出てくるという話でございますが、技術的にちょっと計算してみても、結果、今回に関しては大丈夫かと。

○委員

金額のところでズレを生じるとかというよりも、考え方の基本として議員と市長に補正率をかけて求めているんですね。

○事務局

基本はそれで間違ひありません。

テクニカルな部分で、その先にどっちを基本にするかというところを、前後を指すことによって、金額的にずれが発生するのではという御指摘の部分でございまして、その基本の考え方方が市長と議員の給料や報酬を決めて、それに対する率をという形で出すのが基本的な考え方なので、算定方法②と④の部分についても、先に議員とか市長の給料に対する金額をもとにかけ直す方が正しい、そうするべきではという御意見でございまして、確かに委員がおっしゃる通り、副市長や議長、副議長については、それぞれ市長、議員を基にして率をかけており、そちらの方が考え方として整合性が取れるかと思われます。

○委員

もらった資料の31ページのところにこのあたりの計算方法が書いていますが、これだということの理解でいいんですか。配られた資料にこう計算するんだよって書いてあるので、これに沿って計算すればいいのでは。

○事務局

今、お提示したのがそのようななかたちで、副市長であれば先に副市長の現行の給料に対して108.23をかけたっていうふうに計算していますが、そうではなくて、委員がおっしゃっているのは、市長の給料に108.23をかけた、1,083,000円を基礎に割合を15市中核市だとかの平均を出したものをかけるべきだというお話でして、そういう意味では、単純に8.23をかけた、副市長の給料の算定方法を④というのはあまり意味がないというのではないでしょうかというのが、御意見です。

○委員

今おっしゃったように資料 31 にはちゃんと書いてあるので。こっちの考えが基本ということです。

○事務局

混乱させてしまったようすけども、結論から言うと、表記の問題であったり、その考え方の後先の話での部分ですけれども。考え方とすれば、先ほど来申し上げおりますとおり、副市長等の給料は、市長、議員の給料に、単純に、倍率、上昇率、改定率というのをかけたものが算定方法②や④の枝番なしのものになっておりまして、それに対して枝番の 02 とか 03 がそれらを副市長や議長、副議長について、率で補正しようということでのものになってございます。

結果、別紙と資料 31 で書きぶりでズレが生じているというところでございますけれども。内容とすれば問題ないものというふうになってございます。議論を混乱させてしまいまして申し訳ございませんが、内容としては間違いないので、これを基にやっていただければと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。その列については、ベースになっているのが市長さんであり、議員さんであるということですね。はい、よろしいでしょうか。

○委員

はい、ありがとうございます。

○会長

はい。他にございませんでしょうか?はい、委員お願いいたします。

○委員

表の話になりますが、ここに現行算定方法①平成 28 年答申の考え方、そして 103 万で、いろいろな、今回、金額的な問題をやるのに、現行というと 100 万ですけども、100 万を基にして、あの官民格差なり、物価指数を掛けていくらになるとかって言ったんですけども、まあ 100 万だと各市長さんを比較すると一番低いということで、一番低い金額になった原因は何よ、で、その原因が取り除いたらどうなるのっていうことで、103 万を、平成 28 年に戻して計算した 103 万を基にして、この官民格差率とか、あと物価指数とかという計算の方法はないのかなと。私そっちの方がまず一番現行の金額が低かった理由が解消されたのであれば、解消されたものに戻して、で、それを今までのいろいろな指標かける率ですね。かけられる金額とかける金額が何が妥当なのかって考えた時に、まあ 100 万がいいのか、103 万がいいのかって、まずそれを一つ議論して、もう一つは、じゃあ仮にかける率を官民格差でやるのか、指標でやるのかというと、あとかけ算の話になつたら必然的に答えが出てくるのかなと私は思っていました。

○会長

はい、では事務局、お願いします。

○事務局

財政の低かった原因は何かというようなお話をございますが、出発の前提にあるようなお話をございましたけども。先ほどの財政状況の考察のところで少しお話したとおり、100万円が低かったというのは、財政状況を中核市当時の47市に対しての比較でございましたけれども、相対的に比べると中核市の中で順位が低くて、中核市47市の中で金額を順に、同じように並べていくと、財政状況と同じ位置の金額は100万円という数字が直接的に導き出されていました。同じような考え方で、令和5年度の決算のものでやりますと103万円になりますよということなんですが、こちら、直接的には市のその財政状況の中で、例えば将来負担比率が大幅に改善したとか、そういうのはありますけども、それって、結果、時間経過、平成26年から令和5年までの10年間の経過に伴って解消された話であって、だから103万円の部分が正解かという、正解か不正解かという話ではないと思うんですけども、それを今の段階で持ってくる話になってくると、出発点、財政状況を加味したってちょっと言えるのかどうかが何とも言えないところですけども。

結局何が言いたいかというと、あくまでも相対的な話で導き出されている金額ですので、青森市がたまたまこの財政状況が変わって改善した項目がありますが、先ほど言った通り、例えばもし変わらなくても、他の市が変わると103万円が105万円になったりとかもありうる話なので、その財政を解消した段階の基礎値とするということについては、なかなか今はたまたま増額改定としての部分なので上手く成り立つ理論かもしれません、減額改定とかになった時に同様に話が成り立つ考え方なのかというと、なかなか厳しいものが出てくるのかなと。青森市は財政状況を改善しているのに、他都市がもっとすごい人たちで改善していると、結果的に相対的に金額が下がってしまうということになる理屈になるかと思われる所以、そういう意味で103万円をベースの金額を掲げるということについては、なかなか難しいというか、理論上成り立つ場合と成り立たない場合があるのかなというふうな受け止めをしているため、それを率として出すのは難しいのかなというふうには、我々としては考えていたところでございます。

○会長

確認ですが、今回、別紙の方で一番右側の列に⑤ということで、平成26年以前の水準が書いてありますけれども、御説明が以前あったかもしませんが、これが100万円になった状況は何でしょうか。

○事務局

118万円から100万円に下がった時の話ですけども、この118万円というのは、当時はかなり昔から、平成のバブル期あたりの時に上げた金額がそのままずっと据え置かれていて、それに対して、実際にもらう額というのは、市長自らが自分で少ない金額を決裁行為で決めてもらうというような人たちで、いわゆる条例で金額改定をしないままに違う金額をもらっているということをやってきたものでございます。それらの方法は適切ではないのではないかというような議論もありまして、平成24年に審議会を開いた時には、そういう方法がよろしくないということで、その時のもらえる金額を今と同じような手法で、中核市との比較をして、この程度が妥当でないかというような出し方をして決めた金額が100万円というものでございます。

○会長

ありがとうございます。当時は上限だったんですね。大きく変わって、支給額ということで100

万円になって、そこからだいぶ値段が下がっている。諸般の事情、まさに社会状況の変化があつたり、財政状況等も改善があつたりというところだと思いますけど、どうですか。

○委員

一応 103 万は参考値として見てくれということですね。

○事務局

賃金水準とかを考慮するのではなくて、財政状況だけを考え方になるとすれば 103 万円というような出し方になります。ただ、それはあくまでも相対的に他の中核市との相対的に決めているだけなので、中核市が下がれば青森市の財政状況にかかわらず下がるし、中核市が上がれば市の財政状況悪くても上がっていくしという、その他の他市に影響を受けるようなやり方だというふうなところを御理解いただければ。

○委員

ようは現実に払っている数字が計算としては妥当だろうということですよね。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは次お願ひいたします。

○委員

前回の議事録の 25 ページあるのですが、この議論ですね、前回もいろいろございまして、ご出席の皆さんには覚えていらっしゃると思うんですが、その時に議長、副議長等の給料についての議論はなかなか深まらなかつたんですが、市長に対する議論は今お話があつたようなことと同じようにございまして、そこで会長から最後のまとめとして 27 の 02 の 108 万円で一応決めさせていただきますということで決が取られていた話なんですが。ですから、それもう一度ですね、100 万円云々な話、まあもちろん現行 100 万円ですけれども、あの話から聞くと、私としては前回あれだけ時間かかってですね、結局議員とか、副議長の話ができなくなつた。例えばあの知事と比べてどうだとか、それから公務員の全体と比べてどうだとか、いろんな御意見が出て、結局時間足らずになって今回になったのに、もう一度最初から同じ議論になつていて。ですから、一旦この議事で会長から皆さんにお図りいただいたて、市長に関しては、あの時の議論では議事録にあるように、一応 108 万円ベースということで共通理解は得ているので、先ほどありましたようにその市長の給与をもとにして、議長であるとか副議長とか、市長をもとに考えて考えましょうということも共通理解だったので、話を進めていってはいかがでしょうか。

○会長

はい、ありがとうございます。前回の議論を全部また蒸し返すのもあれですけども、今回は新たにですね、あの④ということで、公民較差ってことが出たって思うんですから、まあそういう意味で、議論を最初ちょっと、かけ直す必要もあったと思うんですよね。

○事務局

資料 33 でも御示したとおり、確かに会長からも今お話がありましたように、前回、算定方法で

地域性考慮分の数字が、具体的な数字はあの場でなかなかお見せできなかつたこともありましたので、そこについては算定方法④として、改めてお示し申し上げましたので、そこを踏まえつつ、改めてこここの部分について皆様の中で決を取るというか、多数の御意見の方をまとめていただければというふうに思います。

○会長

はい、ありがとうございます。他にどうですか、御質問等は。はい、お願ひいたします。

○委員

前回の2回目の審議会を欠席となってしまって申し訳ありませんでした。議事録をしっかり読ませていただきて、②の算定方法でいくということには、私も合理性があると納得しておりましたので、皆さんお疲れ様でした。

今、質問したいのが、この資料の見方ですが、算定方法②と④、どちらかを、国の積算の方か、県の積算の方かどちらかで進めるということなんですけれども先ほどおっしゃった市長を決めて副市長に何パーセントかけるかとか、議員も何パーセント、議員のものに副議長、議長の何パーセントかけるかのところの、その細かい数字のところなんですが、副市長さんの②-02 はこれっていうのが市長のものに 80.76% をかけますというのが、資料 30 のこの 80.76 というのが青森県内 10 市比較の数字だと思うんですけども、その隣の②-03 が、その下の中核都市比較の 82.31 をかけているというので、副市長の金額が出ていることは納得したのですが、県の官民格差の積算を出したもの、④に関しては、④-2 の 80.53 というものが、今度、県内旧三市の数字をかけたものになっていて、④-3 が同規模 15 市のものの数字になっているので、ちょっとこれはあえて理由があつてこうなったのかというところを教えていただきたかったです。

○事務局

はい。算定方法④につきましては、前回、お話があつたいわゆる地域性の部分を考慮すべきじゃないかという観点での御発言がございましたので、そこを考慮した時に、算定方法②のところで見ますと、いわゆる全国の人事院勧告という全国規模を対象としたものに対しまして、④は青森県の人事委員会という青森県内のものを使っているというところを地域性の違いを持たせたという考え方でございます。

同様に 02、03 の枝番の部分につきましても、02 は県内 10 市と人口規模 5 万人ぐらいのものから、青森市の 26 万人ぐらいまでの幅広いものを見ているのに対して、旧三市であれば大体人口が 16 万くらい程度ですので、その辺の人口が近しいという観点で考えて、旧三市に絞っていくもの、03 については同様に 62 市対象に中核市の 62 市のものに対して人口規模が類似する 15 市に絞ったものという形で、より地域性だったり、その人口規模の類似性というのを考慮した形での方法という形での違いを持たせているというものです。

○委員

はい。ありがとうございます。

○会長

④がより地域性を反映させた数値になっている、割合になっているということですね。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○委員

算定方法②ということで、人事院勧告の平成29年度から平成7年度までの累計の数字を使うということと、賃金の上昇の部分の類計を使うということでしたけれども、前回言いましたように、地域性であれば、やっぱり県の人事委員会の勧告の数字が地域に合っているでしょうということで、今回、新たに資料を出していただきましたけれども、それが算定方法④になりますけれども、私はやっぱり全国の人事院勧告であれば、やはり幅が大きすぎるので、地域の数字を使った方がいいと思いますので、算定方法としては④の数字を使った方がいいかなというふうに思っております。

で、今、御意見ありましたように副市長のところで言いますと、その算定方法の率のところが旧三市と中核市15市で算定方法②であれば県内10市と中核市62市ということですので、ここは率についてはどれを使うかというのは、また分けてですね、考えないとダメな部分かと思います。やっぱり、基本的にその中核市62市を使うとかというのは、やっぱり幅がありますので、絞った方がいいなというふうには思います。あと、議員、副議長、議長のところの率というのが、これは基本どうやって決めていたのでしょうか。

○会長

どうしましょうか。ちょっと今ですね、市長さんの方を先にちょっと決めさせたいですね。

○委員

はい、わかりました。

○会長

いいですか。はい。議論はなかなか尽きないところではございますけれども、資料は事前に皆様方に配付されていて、各自、御検討いただいていると思いますので、まあそろそろですね、決議に入っていきたいと思いますけども、その前に、何か御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

○委員

はい。今日初めて参加をさせていただいたて、議事録等とお送りさせていただいた内容は確認をさせていただいたておりました。ちょっと実際に聞いてみるとわからない内容だったんですけども、今ほどのお話を聞いて、私個人的にはですね、②でした内容よりであれば、④の県としての数値を用いて算定した内容の方が比較的いいのではないかということで考えておりました。私からはとりあえず以上です。

○会長

ありがとうございます。では、この辺で多数決としてよろしいでしょうか。

それでは資料30の別紙を見ながらやったほうがよろしいですね。

別紙の①から⑤まで御用意していただいたところでございますけれども、前回の議論を踏まえ

ますと、結局②か④のいずれかになろうかと思うんですね。

ということで、まず市長についてですけども、②の官民格差が人事院のその割合に反映したのに対して、先ほどもありましたけども、より地域性を反映されたものは青森県の人事委員会ということで、地域でより格差が大きいところが④、どちらかということになりますけども、④に賛成の方は挙手をお願いいたします。6名ですか。

②に賛成の方はどうでしょうか。1名。委員は棄権ということでおろしいですか。

④が賛成多数ということで決めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは続きまして、次は議員報酬に入っています。

これにつきましてはですね、前回なかなか議論できなかつたんですけども、議員報酬の決め方算定方法について意見のあるかたは発言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

市長さんの給料の方向は大体今の決議で決まったと思いますけれども、副市長さんの方も同じようなあれで決まっていくんですか。

○会長

すいません、今あの議員の報酬について行います。副市長、議長、副議長とやっていきますから。よろしいでしょうか。

議員報酬ということで、検討していきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

それではですね、はい。

特に御質問とか御意見がないようですので、議員報酬についても多数決を取らさせていただきたいと思います。資料30の別紙の一番下の方になりますね。①から⑤ということで、枝番は関係ありません。順にいきましょうか。

①ですね。財政規模を反映させたその考え方の算定方法によった場合、588,000円ということになりますけれども、この案に賛成の方は委員の方はいらっしゃいますか。はい。0名ですね。

それでは②ですね。全国のその官民格差を反映させて修正した場合には、626,000円でございますが、②に賛成の方はいかがでしょうか。はい。これ0名ですね。

それでは③、これはちょっと前回でもありましたけども、消費者物価指数を反映させますと642,000円ということですけれども、前回、民間もその消費者物価に追いついてないということで否定的な意見だったんですけども、確認のためですね。③がいいという方はいらっしゃいますか。0名。

それでは④ですね。より地域性を反映させた議員報酬である628,000円。こちらに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。7名ですね。

○委員

ちょっとだけ。

議員に関しては、市長さんとちょっと、やはり別な考え方をした方がいいんじゃないかなと。同じ特別職とか同じこの審議会の方へ諮詢されているわけですけれども、性格上ですね、個人的に言わせてもらえば高いのではないかというふうに、常に思っておりまして、やはり職員のですね、最高額、給与表を上回ることはいかがなものかと。現在確かに上回っていますよね。

○事務局

議員報酬でいきますと、月額の金額でいくと、職員より高い金額にはなっています。ただ、年額、年収ベースでいきますと、職員の中でも課長級レベルの金額です。期末、勤勉の率がですね、いわゆるボーナス、民間でいうボーナスのところの率が議員さんの場合はですね、低い、市長と同様に低い金額になっていまして3.4月、一般の職員は4.6月でその辺の違いがあつて、月額の給料の部分が高くなっていますが、年額で見ると課長級規模の程度の金額ですね。年収でいようと900万弱ぐらいの金額になります。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

なんとなく納得できない部分がちょっとありますですね。同じ特別職ですけれども、議員さんは選挙で選ばれるというのは市長さんとまるっきり同じですけれども、いわゆるその前回ですか、資料にもありましたように、実際に議会が開催されている日数とかですね、それから各委員会に属していると思うんで、そういう活動とかも比べてもですね、職員さんと比べると、同じ最高をもらってる職員さんよりもちょっと上回っているというのはいかがなものかなというの、常日頃思っているところなんですけれども。その辺をうまく加味してもらえないものかどうかですね。まあ、表現上でもいいですし。先ほど財政の指針も出てきました。

○会長

分かりました。それでは事務局から。

○事務局

はい、委員の御意見につきましては、答申書の中で、そのような、そういう御意見があつたつていうのをきちんと明記するような形で、算定方法について④にまとまりましたけども、そういう意見もあったということをきちんと書いて、各議員にお伝えするようなかたちを考えたいと思います。

○会長

はい、よろしいですか。附帯意見の方でね、その方を検討させていただきたいと思います。ちょっと多数決、議事がちょっと中断しましたけれども。再開いたします。まあ④が賛成多数だということで、⑤も一応お伺いしますけど、⑤はいらっしゃいませんね。はい。
ということですね。議員報酬につきましては、④でということで決まりました。ありがとうございます。

それでは今度は副市長ですね。副市長の給与に入りたいと思いますけれども。

こちらも別紙で見ますと上から2つ目ですね。これもですね、②か④ということになると思うんですね。ちなみに①の方はいらっしゃいませんか。③の方はどうですか、⑤のかた。いらっしゃいませんね。はい。

では②か④の方、大枠で決めていただいて、そのうちその実際ですね、その県内市町村にするか、それとも旧三市の率にするか、それともその中核市65市でしたっけ、それと青森市に近い15

市の方を参考に取るかということで、枝番がそれぞれ違ってきますけれどもですね、大きくまず聞きましょうか。

副市長さんは②の、その全国的な官民格差をとることに賛成の方はいらっしゃいますか。はい、いらっしゃいませんね。

それでは④の方ですね。青森県地域性を反映させたその公民格差の方、④の御賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、賛成多数で、はいはい、ありがとうございます。7名ですね。はい。それで④にさせてもらいたいと思いますけれども。

さて、枝番のほうですが、④-02、あるいは03ということですけども、これも議論にかけるとキリがないもんですから、やはり多数決でいきたいと思います。④-02の方に賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、2人ですか。

それでは④-03に御賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、3名ですね。はい。ということで、よろしいでしょうか。じゃあ④-03ですね。こちらの方に決しました。

○会長

議長、副議長さんの方ですね。こちらの方はまとめてということになりますけども。こちら先ほど何かお聞きになつていませんでしたっけ。違いますか。

○委員

現行の議員に対しての副議長、議長の加算率といいますか、率の根拠をもう一度教えていただければ。

○事務局

率直に申し上げまして、20年以上この率が変わっていない状況でございまして、当時どのように決めたのか、ちょっと記録として残っていないというのが正直なところでございます。

恐らくは、その当時他都市のものとかを参考にしたのかなというふうには推測されますが、厳密にこういうふうな決め方をしたっていうのは、ちょっと記録に残っていない状況でございます。

○委員

あとですね、意見としては④のところで言うと、旧三市とは中核15市についてということになりますけれども、旧三市で平均を取るとどうしても三つの中の二番目にずっとなっていくという決め方になってしまいますので、やはり中核市の中でも人口と規模のある15市の値を使うのがいいのではないかと私は思います。以上です。

○会長

はい、御意見ということで承りました。

現行のその割合がどういう経緯かは分からぬということでしたけれども、その結果がですね、やっぱり中核地の中でのその順位ですとか、旧三市の中でも下の方にあるという、そういう状況をもたらしているということなんでしょうね。

はい。他に御意見等、御質問、確認しておきたいことはございませんでしょうか。

よろしいですか。はい、お願ひいたします。

○委員

議員についてはちょっとこう、判断しかねるところがあるんですけれども。

議員の定数というのは、その旧三市、あるいは類似都市でも、その議員の定数と言うのですが、それはある程度似たような人数でしょうか。その辺のところをもうちょっとこうあれば、判断材料にできるのかなというふうに思うんですけども。

○会長

はい。額については先ほど説明してまいりましたですね。附帯意見に関わる問題になってこようかと思いますけど、ちょっと事務局で御説明お願ひいたします。

○事務局

議員の定数につきましては、まず県内のものにつきましては、今回お配りした資料30の中ほどに県内10市でございますけれども、定数を記載しているところでございます。中核市につきましては、人口類似15市について、資料29-02の3枚目が議員になっていますけれども、そちらの方の左から3列目のところに議員の定数、こちらが31.22という数字で、中核市の62市、ちょっと広めに見たとしても同様に資料28-02の3枚目が議員の定数の部分を書いておりまして、こちらはやはり規模も異なりますので、必ずしもではないんですけども、最高が船橋市で議員50人、最少が確か寝屋川市で24人だったということで、一応お配りしていた資料の中でそれぞれ確認できる状況になってございます。

議員定数につきましても、先ほど会長からもお話をあったとおり、今の報酬のところを決めるのとは別に、別途答申書の中で附帯意見ですとか、そういうようなことで盛り込むことは可能でございますので、後ほどまた、その点については改めて御議論いただければと思います。

○会長

はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

特にないようですので議長と副議長をここで一括で決めさせていただきたいと思います。

せっかく別紙を用意していただいておりますので、完成度は低いかもしれませんけれども、算定方法①ですね。財政力指標等で計算した場合の金額ということをベースに、過去の割合に準じて算定する①ですね、議長さんが667,000円、副議長さんが611,000円。この①に賛成の方はいらっしゃいますか。はい。0ですね。

また、ちょっと高めになりますけども、消費者物価指数を反映させた場合の金額が、議長が728,000円、副議長が667,000円ということですけれども、③に御賛成の方はいらっしゃいますか。はい、こちらもいらっしゃいませんね。

また、⑤の方になりますけれども、一番、平成26年以前の額、議長が718,000円、副議長が658,000円、こちらの方に御賛成の方はいらっしゃいますか。はい、こちらもいらっしゃいません。

②か④かということになりますけれども、②、全国のその官民格差のベースを反映させたのがいいと。②の方に御賛成の方はいらっしゃいますか。はい、こちらもいらっしゃいませんね。はい。

それでは確認ということになりますけども、④でよろしいという方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。7名賛成多数と認めます。

ということで、基本的に④ということでございますけれども、枝番の方ですね。県内旧三市の議員さんとの割合を考慮する、議長さんが 726,000 円、また副議長さんが 659,000 円こちらの④-02 ね、旧 3 市をベースにする。こちらの案に賛成の方は手をお願い、挙手をお願いいたします。はい。2名でしょうか。

それでは、④-03 ですね。中核市 15 市を、この割合を参考に、議長が 735,000 万です。副議長さんも 672,000 円です。④-03 に御賛成の方は挙手をお願いいたします。3 人ですね。1 票差ながらですね、④-03 ということに決しました。御協力ありがとうございました。

◆答申案について

○事務局

今まで、報酬の金額を決めていただきましたので、具体的な答申の案について、骨格となるものとそちらに記載すべき附帯意見についてですね、今から事務局から資料を配らせていただければと思います。

忌憚のない御意見ありがとうございました。今後、答申という形で皆様からいただいた御議論の経過ですか、結果等について、市長に返すことになりますが金額は先ほど御議決いただいたものをこれから書くかたちになりますが、この答申案につきましては、これはあくまでも文章の構成とかを御確認いただきたいという意味でございまして、具体的な文言については後ほど事務局で作成して、皆様に御確認してという作業をさせていただければと思っております。

開いていただきまして、1枚目のところが、いわゆる審議会の結論部分を先にボードに書くという構成になっておりまして、金額、改定額とか差額とかをこのような形で、今、御議決いただいた、④-03 をベースのものとして記載していく形になります。

もう一つ、今回皆様の方に諮問していたものとしまして、改定の時期も諮問しているところになってございます。こちらの改定の時期につきましては、最終的には議会の議決を経てからの施行という形になりますので、現状ですと、今の議会には間に合いませんので、最短で、令和 8 年の第 1 回、2 月後半から 3 月にかけてありますので、そちらの議会にお諮りして、4 月 1 日からというのが大体、最短かなと事務局としては思っておりますので、それでいいのかどうかということについては、後ほど皆さんから御意見いただければと思います。

続いて、3枚目のところについては、諮問に 2 番としての諮問事項、3 番としての審議の内容ということでの基本的な考え方や議論の経過の部分ですね。書かせていただきますので、こちらの方についていろいろ意見が書かれた部分も含めてですね、他にこういう意見があったとかとともに含めて、こちらの方については、議論の経過の部分を踏まえた書きぶりにしていきたいというふうに思っております。

そして、最後 4 ページ目のところでございまして、議員のところについても、先ほど来、お話をあった定数の話も含めてですけども、そういうような話があったとか、ちょっと高めだという感覚があるというようなお話をとか、いうふうなことが書かれていくのかなというふうに考えております。

そして、最後の 4 番の附帯意見、審議会からの要望といったようなものについて、どのようなものを書くべきかを皆様に改めて御議論をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

で、その参考といたしまして、ちなみに前回こうでしたというのが 28 年の審議会における附

帶意見(参考)ということでございまして、前回の審議会では(1)として、減額したいのであれば、ちゃんと期間を明記して、条例の附則という形でやるべきだという話、(2)として、議員報酬については議員自らがきちんと議論して決めてくださいという話、(3)として、議員活動はやっぱり市民にとってわかりにくいので、市民が評価できるような取り組みなんかを進めていただきたいという3つが、前回は附帶意見として書かれたところでございます。こちらの方を参考にしていただきまして、この答申書に書くべき、皆様の御意見というものについて改めて、お話ししていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

御説明ありがとうございました。

この改定の実施時期については、今この場で決めた方がよろしいですか。

先ほどのお話ですと、令和8年4月1日以降ということをお話でしたけれども、皆さん異論はございませんでしようからよろしいのではないか、そうですね、はい。

令和8年4月1日以降ということでお願いいたします。

続いて、答申案についてはメールまたは郵送で各委員に配付されるということですね。

まず先ほど附帶意見のお話等々がありましたけれども、改めてこの場、一堂に会してということはしないわけですね。

○事務局

今の段階でまずお話ししいただいて、それらを踏まえて、私どもの方で、附帶意見を書いたものを後ほど郵送等でやりとりさせていただきたいということでございますので、細かい表現はともかく、こういうことは書いた方がいいんじゃないかという項目だけでも、委員の皆様の御意見を伺えればと思っている次第です。

○会長

はい、ありがとうございます。残りあと30分ぐらいでしょうか。

委員の皆様方の御協力により、ちょっと時間が取れましたのでその附帯意見等についてですね。御意見を賜りたいと思います。

○委員

前回から疑問に思ってたのが、最高額っていうことで、市長さんが自分でこう上限金額を上げたり下げたりできると。今、現在はそういう方法は取っていないといいながら、附帯意見に従って、こう自分で自分の給与を自由に裁定できるような附帯決議って必要なんでしょうかというのを伺いたかったです。

○事務局

これ正直、この審議会で第一回目からお話しておるところですけども、条例で明記するということは、基本的に市長があくまでも提案するだけであって、市民の代表である議会の議決を経て決まるという、いわゆる民主主義の決定のプロセスを経て行いましょうねということを改めて明記していただけで、今、現状はもうそれも解決されてますので、今回改めて書く必要があるかというと、改めては必要はないものかとは思います。ただ、加えて元々いろいろな御意見もござい

ましたし、議員の報酬というのは気持ち高めなんじゃないかみたいなものもありますので、率直な御意見、最終的には今回の算定方法の部分には反映できなかったけども、こういうところをやはり考慮していただきたいとか、議会自ら、市長自ら考えてほしいというようなところについては、附帯意見として取りまとめすることが可能なのかなというふうには思っております。

○会長

よろしいですか。前回の答申みたいな、そういった上限云々というか、減額、それは今回は盛り込まないというそういった御意見でよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

答申にあたっては職員が能力を十分発揮できる職場環境の整備に努めてほしいということは、財政改革計画ですかにもうたわれていますけれども、是非、この審議会でも、やはりトップの報酬を答申するわけですけれども、トップの報酬が決まらないと、なかなか職員のほうも決まらないわけで、職員のペースアップにもつながり、なおかつ職員が能力を発揮できる職場環境の整備に努めてほしいというのは、是非付記していただきたい事項だというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○会長

事務局、お願ひします。

○事務局

正直、そういう職場環境を作っている担当している課としては非常に耳の痛い御意見なんですが。委員からもお話があったとおり、やはり市の仕事というのは市長だけが行っているわけではなくて、その補助機関であります我々職員と、組織として行っているものでございますので、市長も含めた職員が働きやすい職場環境については引き続き努めていきたいというふうに思っております。

○会長

はい、わかりました。他にございませんでしょうか。

○委員

前回もありましたがこの（3）にあるように、市議会の活動 자체がよく分からぬといふか、分かりにくい。ケーブルテレビでも議会は放送されていて、たまに見ますが、やっぱりそういう、実際の活動に触れる機会というのがなかなか少ないと思いますので、前回同様にその点について、もっと分かりやすくということは入れていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど定数の話ありましたけれども、現状では中核市15市の平均的な人数になっていますけれども、これからやっぱり人口も減っていきますし、適正な定数というものを議会として、真剣に議論していただきたいということもできれば書いていただきたいなと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

今いただきました意見、適正な定数についての議論の部分について、我々からは正直なかなか言い出しにくい部分ではございますけども、このような意見があったということは附帯意見の方に書かせていただきます。この後でございますけども、皆様の意見を踏まえて、青森市として、議会に報告いたします。議員の皆様にもこの審議会の内容について御報告いたしますので、その際にもそれぞれ御意見があつたということについてはお知らせしたいというふうに思っております。

○会長

はい。議員さんのその活動内容をより詳しく、聞いて分かりやすいように説明いただきたいということですね。

他にございませんでしょうか。はい、お願いします。

○委員

先ほどの御意見も分かりますが、本審議会は特別職の報酬に対する審議会なので、一般職員の働きやすいうんぬんというのは、いささかこの審議会の範囲を逸脱してゐるんじゃないかと思うわけですね。附帯意見としてつけるには。だから、附帯意見としてつけるのは、あくまでこの議員報酬や、市長とか副市長、つまりその該当する人に対する、給料を今回上げるのを認めますから、こういうことっていうことなんですけども。一般職員は人事院勧告であるとか、別の基準で、例えば、現にこう何年間もずっと市長や副市長が給料据え置きの間も着実に上がっていっているわけなので、一般職員の働く環境を良くしろということは、私はもちろん反対ではないです。賛成ですけれども、しかしながら、この附帯意見としてつけるような趣旨のことでは、ないように思うわけですね。

○会長

ありがとうございます。確認ということで、事務局からお願いします。

○事務局

先ほども申し上げましたけども、一般職も含めた職場環境の整備というのは当然やっていかなければいけない話というもつともな御意見だというふうには思っております。ただ一方で、確かに、委員がおっしゃる通り、今回、諮問しているのは、市長及び議員などの特別職の部分ですので、市長がやるべきことの一つではあるんですけども、直接的に関係があるかというと、なかなか確かに難しいところはあります。市長がやるべきことを全部書いてしまうと、結局、職員だけでなく、いろいろなことを全部書いていかなければいけない、様々な市民への政策課題として当然、書いていかなくてはいけなかったりする部分もありますので、確かに、審議会に諮問している内容との関連性としては薄いのかなとは思いますが、最終的には皆様の御意見を踏まえて、判断させていただければと思っております。

○会長

はい。ちょっと書き方のほうをね。

はい、他に御意見ございませんでしょうか。

ほぼほぼできたのかなという気もするのですが、事務局としてはどうですか。

○事務局

皆様から大体、様々な御意見もいただきましたので、事務局として、この後、答申案を作成いたしまして、改めて郵送やメール等々で、お送りさせていただきますので、それに対してこの修正とかを含めてまた御意見等頂ければと思っております。

最終的には答申として、市長の方に返していただく形になりますけれども、その日程等々が決まりましたら、また改めて皆様の方にお知らせして、基本的に会長からの手渡しになりますけれども、同席することも可能となっておりますので、その辺についてもまた事務的に御連絡差し上げたいと思っております。

○会長

はい、ありがとうございました。以上で本日の議論は全て終了いたしました。今回で対面での審議は終了となります、これまで委員の皆様のお力を拝借しながら審議を進めてくることができました。誠にありがとうございました。まだ答申の確認という作業が残ってございますけれども、こちらの方も最後まで引き続きよろしくお願ひいたします。

皆様、お忙しいところ、本当にありがとうございました。